

3-11 配偶者に対する相続税額の軽減 [ランクA]

■趣 旨■

被相続人の死亡後の配偶者の生活保障を考慮して、この規定が設けられている。

1. 内 容 (法19の2①)

重要度◎

被相続人の配偶者がその被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その配偶者については、(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額があるときは、その残額をもってその納付すべき相続税額とし、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額以下であるときは、その納付すべき相続税額は、ないものとする。

- (1) その配偶者に係る算出相続税額（贈与税額控除の規定を適用した後の金額）
- (2) 次の算式により算出した金額

《算 式》

相続税の総額 × $\frac{\text{次の①又は②に掲げる金額のうちいずれか少ない金額}}{\text{相続税の課税価格の合計額}}$

- ① 相続税の課税価格の合計額にその配偶者の法定相続分（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続分）を乗じて得た金額（その被相続人の法定相続人がその配偶者のみである場合には、その合計額）に相当する金額（その金額が1億6,000万円に満たない場合には、1億6,000万円）
- ② その配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額

2. 遺産が未分割である場合 (法19の2②)

重要度○

相続税の期限内申告書の提出期限（以下「申告期限」という。）までに、その相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない場合における1の規定の適用については、その分割されていない財産は、1(2)②の課税価格の計算の基礎とされる財産に含まれないものとする。

ただし、その分割されていない財産が申告期限から3年以内（その期間が経過するまでの間にその財産が分割されなかったことにつき、一定のやむを得ない事情がある場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その財産の分割ができることとなった日の翌日から4月以内）に分割された場合には、その分割された財産については、この限りでない。

3. 手 続 (法19の2③④)

重要度◎

- (1) 1の規定は、相続税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）に、①に掲げる事項を記載し、かつ、②に掲げる書類を添付して、その申告書を提出した場合に限り、適用する。
 - ① 記載事項
 - イ この規定の適用を受ける旨
 - ロ 1(1)、(2)に掲げる金額の計算に関する明細
 - ② 添付書類

財産の取得の状況を証する書類その他一定の書類
- (2) (1)の規定の適用については、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4. 隠ぺい仮装行為があった場合 (法19の2⑤⑥)

重要度△

- (1) 1の相続又は遺贈により財産を取得した者が、隠ぺい仮装行為に基づき、相続税の期限内申告書を提出しており、又はこれを提出していなかった場合において、その相続又は遺贈に係る相続税についての調査があったことによりその相続税について更正又は決定があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、その期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る1の規定の適用については、1(2)の相続税の総額、相続税の課税価格の合計額及び1(2)②の相続税の課税価格には、配偶者に係る隠ぺい仮装行為による事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。
- (2) 隠ぺい仮装行為とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が行う行為でその財産を取得した者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装することをいう。

5. 用語の意義

重要度△

- (1) 法定相続人とは、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人をいう。
- (2) 相続税の課税価格は、被相続人からの相続の開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税適用財産の価額を相続税の課税価格に加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額とする。
- (3) 相続人には、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。
- (4) 被相続人には遺贈者を、遺贈には死因贈与を含む。

5 - 1

相続税法の相続時精算課税

1 相続時精算課税の選択

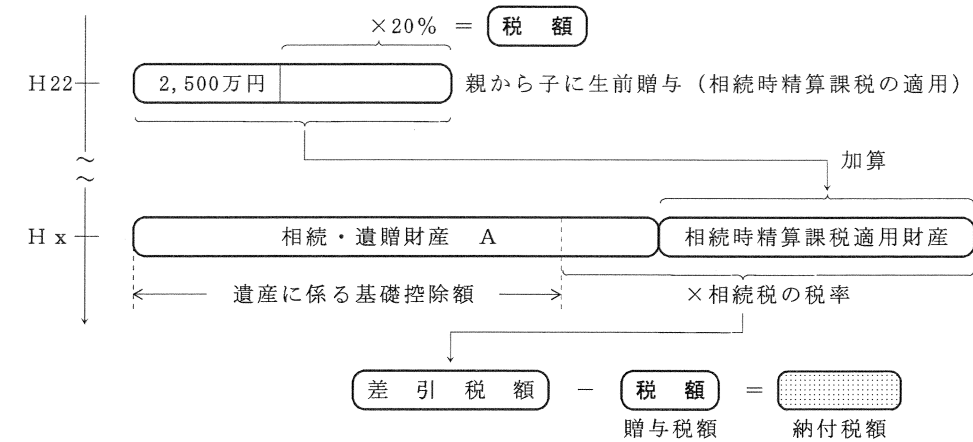
- (1) 内 容
- 贈与により財産を取得した者がその贈与者の推定相続人（その贈与者の直系卑属である者のうちその年1月1日において20歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において65歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、相続時精算課税の規定の適用を受けることができる。
- (2) 相続時精算課税選択届出書の提出
- (1)の規定の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期間内に(1)に規定する贈与者からのその年中における贈与により取得した財産について(1)の規定の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- (3) 相続時精算課税選択届出書の効力
- ① 相続時精算課税選択届出書に係る贈与者からの贈与により取得する財産については、その届出書に係る年分以後、2の規定により、贈与税額を計算する。
- ② その年1月1日において20歳以上の者が同日において65歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となったことその他の事由によりその者の推定相続人となったとき（配偶者となったときを除く。）には、推定相続人となった時前にその者からの贈与により取得した財産については、(1)の規定の適用はないものとする。
- ③ 相続時精算課税選択届出書を提出した者（以下「相続時精算課税適用者」という。）が、その届出書に係る(1)の贈与者（以下「特定贈与者」という。）の推定相続人でなくなった場合においても、その特定贈与者からの贈与により取得した財産については、①の規定の適用があるものとする。
- ④ 相続時精算課税適用者は、相続時精算課税選択届出書を撤回することができない。



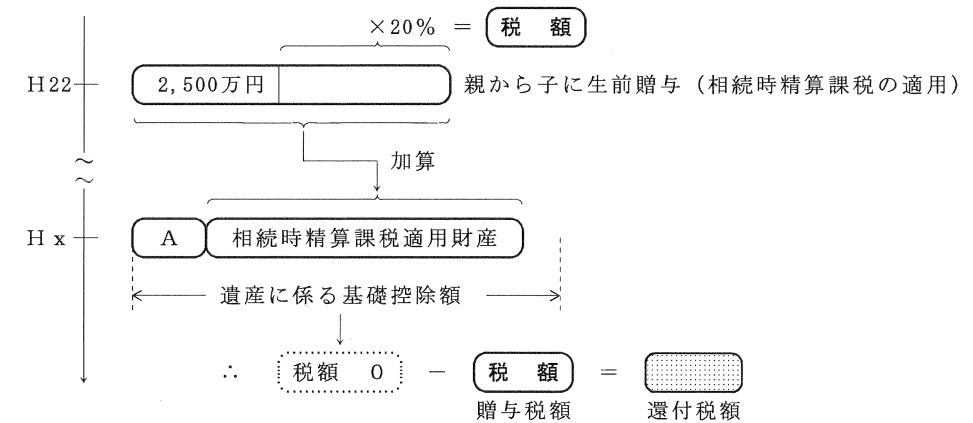
相続時精算課税とは、生前の贈与について、納税者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税（特別控除額2,500万円を超える部分については一律20%の定率課税）を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計して計算した相続税額から、既に支払ったその贈与税額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行おうとするものである。

なお、相続時精算課税における贈与税は、相続税の概算払いの性格を有しているので、相続税額を超える部分については還付を受けることができる。

<ケース1> 相続税額（外国税額控除適用後）≧相続時精算課税に係る贈与税額の場合



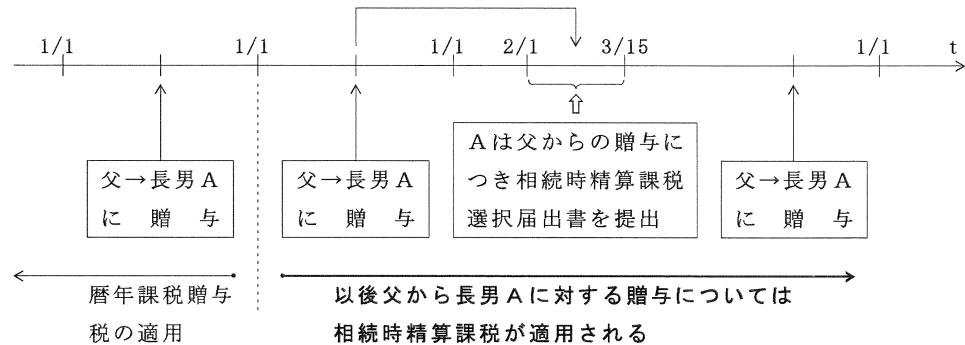
<ケース2> 相続税額（外国税額控除適用後）<相続時精算課税に係る贈与税額の場合



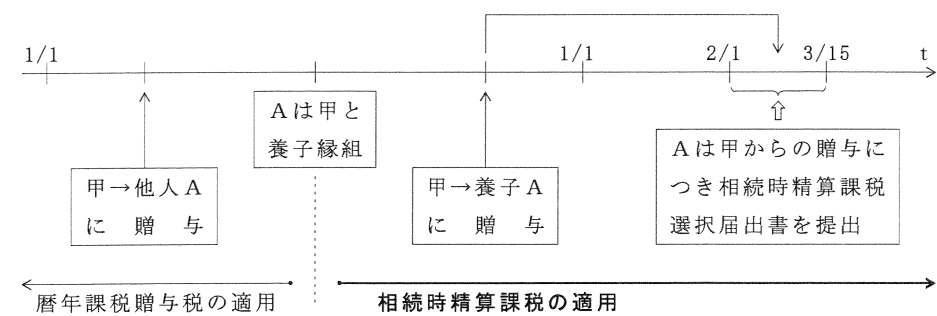
- ※1 贈与者及び受贈者の年齢は、いずれも適用を受けようとする年の1月1日で判定する。
- ※2 相続時精算課税選択届出書の提出

種 類	添付すべき申告書	提 出 期 間	提 出 先
相続時精算課税選択届出書	贈与税の期限内申告書	贈与税の期限内申告書の提出期間内	贈与税の納税地の所轄税務署長

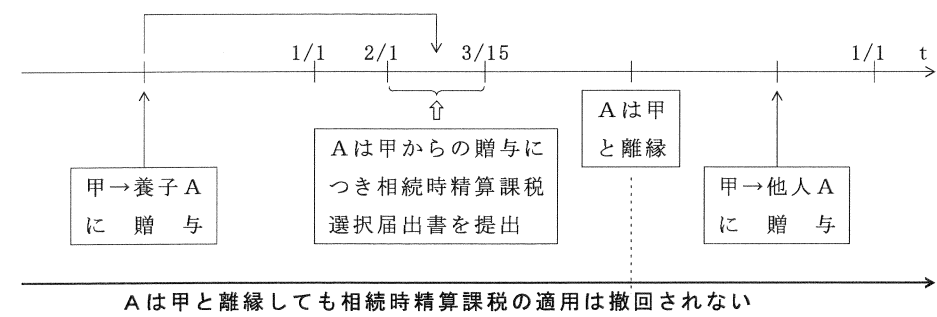
※3 相続時精算課税を選択した後の取り扱い



※4 年の中途に特定贈与者の推定相続人となった場合



※5 年の中途に特定贈与者の推定相続人でなくなった場合



2 相続時精算課税に係る贈与税額の計算等

- (1) 贈与税の課税価格
相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、特定贈与者^{※1}ごとにその年中において贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額をもって、贈与税の課税価格とする。
- (2) 贈与税の特別控除
① 内 容
相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者^{※1}ごとの贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除^{※2}する。
イ 2,500万円（既にこの規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）
□ 特定贈与者^{※1}ごとの贈与税の課税価格
② 手 続
イ ①の規定は、期限内申告書に次に掲げる事項の記載がある場合に限り、適用する。
㏾ 控除を受ける金額
㏿ 既に控除した金額がある場合の控除した金額
㏿ その他一定の事項
□ イの規定の適用については、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (3) 贈与税の税率
相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者^{※1}ごとに、(1)の規定により計算された贈与税の課税価格（(2)①の規定の適用がある場合には、控除後の金額）にそれぞれ100分の20の^{※3}税率を乗じて計算した金額とする。

- ※1 相続時精算課税制度は、特定贈与者ごとに選択するものであることから、「特定贈与者ごと」が付されている。
- ※2 相続時精算課税贈与税では、基礎控除額（110万円）の適用はない。
- ※3 相続時精算課税贈与税では、超過累進税率の適用はない。

3 相続時精算課税に係る相続税額の計算等

- (1) 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した場合
特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者については、その特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産（その取得日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の^{※1}課税価格に加算した価額をもって、相続税の課税価格とする。
- (2) 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合
① 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、その特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産をその特定贈与者から相続（その相続時精算課税適用者がその特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして相続税を課する。
② ①の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税価格に算入される財産の価額は、その贈与の時における価額による。
- (3) 納付税額の計算
(1)又は(2)の場合において、相続時精算課税適用財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額（相続税額の加算から在外財産に対する相続税額の控除までの規定を適用した後の金額。）からその贈与税の税額（在外財産に対する贈与税額の控除適用前の税額とし、附帯税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税^{※2}額とする。

※1 相続税の課税価格との関係

誰が	特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者	特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者
何を	特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産	
どのように相続税の計算に含めるか	相続時精算課税適用財産の価額を相続税の課税価格に加算する	相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続（相続時精算課税適用者が相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなす
価 額	相続時精算課税適用財産の贈与の時の価額	

※2 納付税額の計算

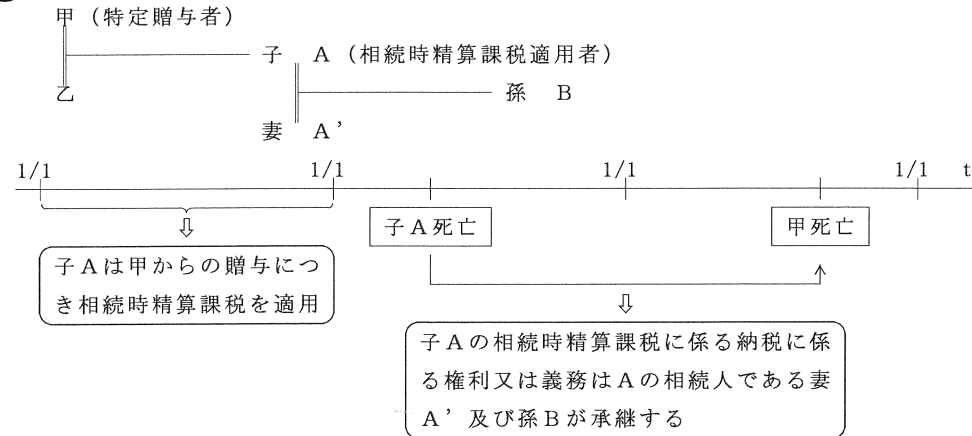
$$\boxed{\text{相続税額（相続税の外国税額控除後の金額）}} - \boxed{\text{贈与税の税額（贈与税の外国税額控除適用前の税額とし、附帯税を除く）}} = \boxed{\text{納付税額}}$$

4 相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等

特定贈与者の死亡以前にその特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。以下4及び5において同じ。）は、その相続時精算課税適用者が有していた相続時精算課税の規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。

ただし、その相続人のうちにその特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その納税に係る権利又は義務については、これを承継しない。

解説 納付義務の承継の具体例

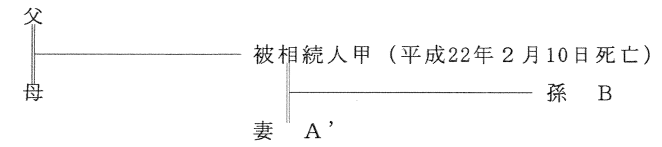


※ 上記の具体例で、孫 B が存在せず、甲が子 A の相続人である場合には、甲は納付義務を承継しないこととなる。

5 相続時精算課税選択届出書の提出の承継等

贈与により財産を取得した者（以下「被相続人」という。）が1の規定の適用を受けることができる場合に、その被相続人が相続時精算課税選択届出書の提出期限前にその届出書を提出しないで死亡したときは、その被相続人の相続人（その贈与者を除く。以下5において同じ。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（相続人が納税管理人の届出をしないでその期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、その届出書をその被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

解説 相続時精算課税選択届出書の提出の承継 ＜具体例＞



※ 被相続人甲は、生前父から相続時精算課税に係る贈与を受けている。なお、妻 A' 及び孫 B は、2月10日に甲の相続の開始を知った。

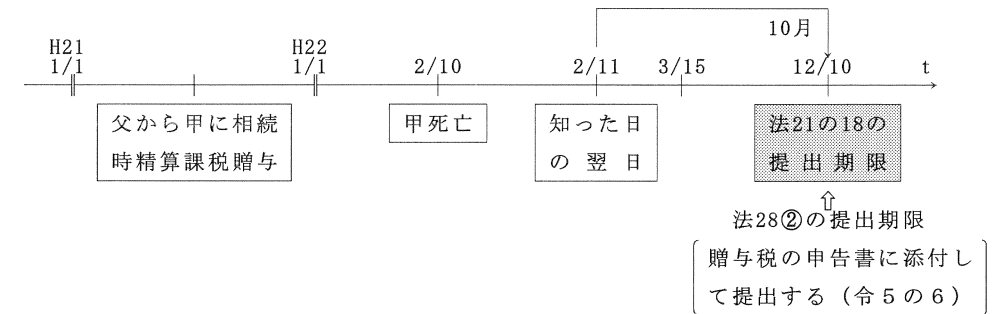
[住所地]

被相続人甲、妻 A' 東京都 X 区
孫 B 埼玉県 Y 市
父、母 千葉県 Z 市

① 提出を承継できる者

被相続人甲に係る相続時精算課税選択届出書は、甲の相続人である妻 A' 及び孫 B が承継できる。

② 提出期限



③ 提出先

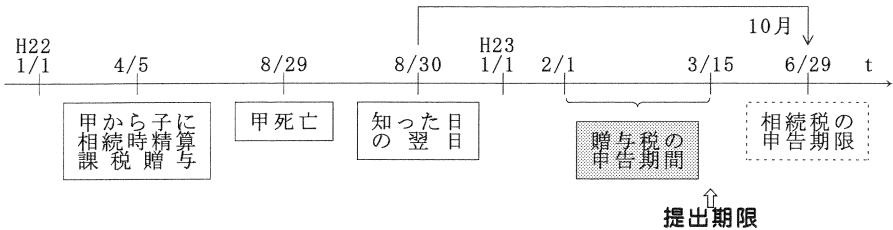
本来の提出義務者である被相続人甲が提出すべき届出書を、甲の相続人である妻 A' 及び孫 B が東京都 X 区を所轄する税務署長に提出する。

 参考

特定贈与者が年の中途において死亡した場合の相続時精算課税選択届出書の提出

		添付すべき申告書	提出期間	提出先
贈与者が年の中途に死亡した場合	(1)	贈与税の申告期限が先に到来	贈与税の期限内申告書の提出期間内	相続税の納税地の所轄税務署長
	(2)	相続税の申告期限が先に到来	相続税の期限内申告書の提出期間内	

<<(1)の具体例>>



<<(2)の具体例>>

